

## 文化芸術推進基本計画（第1期）

### — 文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる —

（平成30年3月6日 閣議決定）【抜粋】

#### 国語施策関係

#### 第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

##### 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

- 言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が多い。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。

#### 第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

##### 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 先述（目標1参照）のとおり、文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていくことを目指す。

#### 第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

- 国語に関する調査を定期的実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）及び関連指針（「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成28年文化審議会国語分科会報告）等）の普及を図る。
- 「敬語の指針」（平成19年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。

- 学校教育において、全ての教科等の基本となる国語力を養うとともに、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることができるよう、関係施策の一層の充実を図る。
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。
- 子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。
- ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

## 第5 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立等

（進捗状況を把握するための指標）

- ・ 「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についての程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合
- ・ 「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている」と回答した者の割合

（参考）平成 30 年 3 月以降の報告・建議

平成 30 年 3 月 分かり合うための言語コミュニケーション（国語分科会報告）

令和 3 年 3 月 新しい「公用文作成の要領」に向けて（国語分科会報告）

令和 4 年 1 月 公用文作成の考え方（文化審議会建議）

## 日本語教育関係

### 第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

#### 目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

- 日本語は、我が国の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、我が国の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、日本人との交流が深まり、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、国際的な発信者となることが期待される。

#### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

- 在留外国人が増加している中、我が国において外国人が持っている能力を十分に発揮して活躍するには日本語の習得が非常に重要な鍵となる。このため、日本語能力が十分でない者の日本語学習需要に的確に答えていくには、日本語教育実施機関・施設等における日本語教育の専門性を有する人材の確保が重要である。

### 第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

#### 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

- 日本語学習者については、海外では約366万人(平成27年)、国内では約22万人(平成28年)となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述(目標3参照)のとおり、日本語学習者は、我が国の社会や文化の良き理解者として、我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。

#### 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 先述（目標3参照）のとおり、日本語は、我が国の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、我が国の社会や文化についての知識得て、その理解を深めていくことにつながるため、国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。

#### 第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

- 国際交流基金を通じて、海外における日本語普及、文化芸術交流、日本研究・知的交流に資する事業を実施する。
- 日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。
- 日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力を図りつつ実施し、その成果を広く周知するとともに、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育に関する教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる人材の養成・研修の充実による高い資質能力を有する人材の確保を図る。また、これらを通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。
- 地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 国際交流基金を通じて、日本語教育専門家等の海外派遣及び海外の日本語教師等の招聘研修等を通じた海外における日本語教育環境の整備を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の海外への提供を推進する。

#### 第5 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立等

（進捗状況を把握するための指標）

- ・ 日本を留学先として選んだ理由（複数回答）として、「日本語・日本文化を勉強したかったため」と回答した割合
- ・ 在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合
- ・ 国内外の日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合
- ・ 日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数